

第1章 プランの基本事項

1 プラン策定の趣旨と背景

少子高齢化による人口減少、就業を取り巻く環境の変化、価値観やライフスタイルの多様化など社会情勢は大きく変化しています。これらの変化に適切に対応し、持続可能な社会をつくるためには、性別に関わらず誰もが生き生きと活躍できる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、平成12年にはこの法律に基づき、「男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。その後も5年ごとに計画が改定され、令和2年に策定された「第5次男女共同参画基本計画」では、「あらゆる分野における女性の参画拡大」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」の3つを柱としています。

愛知県では、平成13年に「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」が策定されました。以降、計画の改定がすすめられ、令和3年に国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえつつ、「あいち男女共同参画プラン2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」が策定され、重点目標を「あらゆる分野における女性の活躍の促進」「男女共同参画社会に向けての意識改革」「安心して暮らせる社会づくり」の3つとし、男女共同参画社会実現に向けた取組を進めています。

碧南市（以下、「本市」という）では、平成15年3月に市として初めて男女共同参画の方向性を定めた「碧南市男女共同参画プラン」を策定しました。平成26年度には第2次プランを策定し、男女共同参画に関する取組を推進してきました。

このたび、第2次プランの期間が令和5年度末に終了することから、社会情勢や国、県の動向、本市の現状等をふまえ、「第3次碧南市男女共同参画プラン」（以下、「本プラン」という）を策定します。

2 プランの性格と位置づけ

本プランは、以下の法律に基づき策定します。また策定にあたっては、国、県等の計画を踏まえるとともに、本市の上位計画・関連計画との整合を図ります。

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定められた市町村男女共同参画計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画
- 「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画

3 プランの期間

本プランの計画期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とします。なお、国内外の動向や社会情勢の変化、計画期間中における事業の進捗状況を考慮し、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 近年の男女共同参画の動向

(1) 近年の法律等の状況

年	法律等	内容
平成30年	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律公布(令和元年から関連法順次施行)	時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得義務化、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための措置を講じることについて、労働基準法、パートタイム労働法等の関係法を改正。
令和元年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」改正、(令和2年6月から順次施行)	一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、女性活躍に関する情報公表の強化、特例認定制度(プラチナえるぼし)の創設が新たに盛り込まれた。
	「労働施策総合推進法」改正(令和2年4月施行)	パワーハラスメントの防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となる。
令和3年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布・施行	政党その他政治団体が積極的に取り組む項目の明記、国・地方公共団体の環境整備等の施策・責務の強化することとする。
	「育児・介護休業法」改正(令和4年4月から順次施行)	男性の育児休業取得促進のための取組が強化される。
令和4年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立(令和6年4月施行予定)	都道府県には計画策定を義務付け、市町村は計画策定を努力義務とする。
令和5年	「配偶者暴力防止法」改正(令和6年4月施行予定)	保護命令制度の拡充、保護命令違反の厳罰化、国の基本方針及び都道府県の基本計画の記載事項が拡充された。
	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年6月施行)	国や地方公共団体、事業所等が性的マイノリティーへの理解の増進や啓発、環境の整備などが努力義務として定められた。

(2)第5次男女共同参画基本計画の状況

令和2年に策定された「第5次男女共同参画基本計画」では、目指すべき社会として、以下の項目が掲げられています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

(3)SDGsとの関連について

平成27年9月に国連サミットにおいて「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。令和12年までに達成するための17の目標・169のターゲットを掲げています。

男女共同参画の分野ではSDGsの17の目標のうち、「目標5 ジェンダー平等の実現」をはじめ、複数の目標に関連するものとして、各取組の推進を図るものとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

